この入札説明書は、公益社団法人日本理学療法士協会(以下、「本会」という。)が発注する物品の売買又は修繕、建物の建設、業務請負等で、本会規約で入札に付さねばならない取引について、その相手方となる競争入札(以下、「入札」という。)に参加しようとする者(以下、「入札参加者」という。)が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1、該当入札に付する事項 入札公告のとおり。

2、入札心得

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。これについて疑義があるときは、契約事務担当者あてに説明を求めることができる。入札後、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 契約の履行にあたっては、仕様書及び今回の提出書類等を遵守すること。原則として変更は認めないので留意すること。
- (3) 入札参加者は、入札公告等において求められた経済上の及び技術上の要件について、指定の期日までに、入札参加者の負担において説明をしなければならない。
- (4) 入札参加者は、入札公告等において求められた納入物品に係る技術的仕様、適合性の説明並びに必要な設計図・図案・及び解説資料について、指定の期日までに、入札参加者の負担において説明をしなければならない。
- (5) 入札参加者が提出した企画・運営提案書等に虚偽の記載があることが判明した場合には、本会の規約に従って指名停止措置を行うことがある。

3. 入札に参加することができない者

(1) 入札に参加させることができない者

当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を入札契約に参加させることはできない。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

(2) 入札に参加させないことができる者

入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年 以内の期間を定めて入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使 用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 公正な入札の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき
- ③ 他者の入札への参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げたとき

- ④ 監督又は検査の実施に際し職員の職務の執行を妨げたとき
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき
- ⑥ その他、本会に損害を与えたとき
- ⑦ この項(この号を除く。)の規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の 履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 本会の契約担当は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を入札に参加させないことができる。

4. 入札参加資格

- (1) 本会入札参加資格を有すること。
 - ① 豊富な刊行物発送の経験を有すること
 - ② 本会近隣(概ね2時間以内)に営業拠点を持ち、迅速な対応が可能なこと
 - ③ 中央省庁および公益法人などの業務に関わった実績を有すること
 - ④ 本調達に関わる従事者は、公官庁および公益法人などの事業に関わった実績を有すること
 - (5) 工程の全てを再委託等で行う企業は参加資格を有しない。(一部を再委託することは可。)
 - ⑥ プライバシーマーク(Pマーク)を取得していること (再委託先も含む)
- (2) 入札書の提出期限の日から開札までの期間に、本会から指名停止を受けていないこと。
- (3) 法令等の定めにより許認可等に基づいた営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

(ア)契約の相手方として不適当な者

- ① 役員等(乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらの準じる者)又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。以下この号において)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団関係企業、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)もしくはそれに準じる者であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員もしくはそれに準じる者を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員もしくはそれに準じる者に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して いるとき
- ④ 役員等が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員もしくはそれに準じる者であることを知りながらこれ を不当に利用するなどしているとき
- ⑤ 役員等が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員もしくはそれに準じる者と社会的に非難されるべき 関係を有しているとき

(イ)契約の相手方として不適当な行為をする者

- ① 暴力的な要求行為を行う者
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (ウ) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと

5. 入札参加資格の申請

「前3項」「前4(2)、(4)」に該当せず、「前4(1)」に掲げる本会入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する場合は、速やかに資格審査申請を行うこと。入札公告に定めた資格を入札公告に記載している入札希望連絡の締切日までに得た場合は、入札に参加することができる。

<本会入札参加資格の問合せ及び申請書の提出先>

〒106-0032 東京都港区六本木7丁目11番10号

公益社団法人日本理学療法士協会 総務課 秋山·花田 TEL 03-6804-1421

6. 提出書類

- (1) 入札参加者は、入札公告等で指定した日時、場所及び方法により、別紙2の提出書類一覧表の書類を 指示された方法で、提出しなければならない。
- (2) 本会へ提出する書類については、入札参加者において準備、作成することとし、作成に要する費用は、 入札参加者の負担とする。
- (3) 本会がいったん受領した書類は、返却しない。
- (4) 原則として、入札参加者が提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加者が自己の有利を目的に、提出する書類に虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断された場合は、無効とする。

7. 入札書の記載方法及び提出方法

(1) 入札書の記載方法

入札参加者は次の方法により入札書を作成しなければならない。

- (ア) 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。
- (イ) 入札書は本会所定の様式(様式 No.2)によること。
- (ウ) 入札書に記載する事項は次のとおりとする。
 - ① 入札件名 入札公告等の通り
 - ② 入札金額
 - ・入札金額は「本会指定様式の見積書もしくは事業者様式の見積書」のみを対象とすること。
 - ・ 落札決定については消費税及び地方消費税を含めた金額を落札価格とするので、消費税及び地 方消費税を加算した額を記載すること。
 - ・入札金額は「本会指定様式の見積書もしくは事業者様式の見積書」の金額以下とすること。
 - ③ 入札書記載年月日 開札日の年月日とする。
 - ④ 入札者の氏名及び押印

入札者の氏名は、入札参加資格者の氏名とし、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、その代表者印を押印する。外国業者にあっては、押印は署名をもって代えることができる。権限を委任された場合は委任された権限者の役職・氏名・職印をもって行う。この場合別途事業者様式の委任状を提出する。

(2)入札書の提出方法

入札参加者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

- (ア) 前項により作成した入札書は、封筒(長形3号)に入れ封印し、その表面に入札参加資格者の氏名 (法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)及び、「2024 年 10 月 28 日(入札公告に記載の 日)開札『入札件名』の入札書在中」と朱書きすること。
- (イ) 入札書を郵送等(配達記録が確認できるものに限る)で提出する場合は、前記(ア)により作成、封入し、外側封筒の表面余白には「「入札件名」入札書在中」と朱書きし、入札書の提出期限までに、公告に示す場所あてに必着としなければならない。
- (ウ) 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (エ) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(3)代理人による入札

- (ア) 入札参加資格者本人以外の者が、代理人として入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)、及び当該代理人氏名を記載し、押印するとともに、開札時までに当該代理人に係る委任状を提出しなければならない。
- (イ) 前項により作成した入札書は、封筒(長形3号)に入れ封印し、その表面に入札者(入札参加資格者) の氏名、代理人の氏名、及び「2024年10月28日(入札公告に記載の日)開札『入札件名』の入札書在中」と朱書きすること。
- (ウ) 入札者又はその代理人は、当該調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (ア) 入札公告等で定めた入札参加資格のない者(資格審査が開札時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったものを含む)により提出された入札書
- (イ) 入札書受領期限までに指示する入札場所に提出されない入札書
- (ウ) 委任状の無い代理人により提出された入札書
- (エ) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者により提出された入札書
- (オ) 同一の者により提出された2通以上の同時の入札書
- (カ)記載事項が不備な入札書で次に該当するもの
 - ① 入札金額が不明確なもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 入札件名等が示したものと異なるもの
 - ④ 入札者及び代理人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名)の記載のないもの
 - ⑤ 印章の押印のないもの

- ⑥ その他記載事項が不備又は判読できないもの
- (キ) 明らかに連合によると認められる入札書
- (ク) その他入札に関する条件に違反した入札書
- (5) 入札の延期・中止等

入札執行中、入札場所において次の各号のいずれかに該当する行為があると認められる者は、入札場 所から退去させる。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止す ることがある。

- (ア) 公正な入札の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合したとき

8. 入札保証金及び契約保証金 免除

入札保証金及び契約保証金はこれを免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、本会の請求に基づき、違約金として契約予定額(落札価格)の100分の5に相当する金額を支払わなければならない。

9. 入札後の辞退

- (1) 入札参加者が入札書を提出後に、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。
 - (ア) 開札前にあっては、入札辞退書(様式は適宜)を、契約事務担当者に直接持参し、又は郵送(開札時刻までに到着したものに限る)して行う。
 - (イ) 開札執行中にあっては、辞退の旨を明記した入札書を、入札箱に投函して行う。
- (2)入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な扱いを受けるものではない。

10. 開札

- (1) 開札は、入札者(入札参加資格者本人又はその代理人、以下本項において同じ)を立ち会わせて行う。 ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本会の職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者は、開札場所において、本会の入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者は、本会の契約事務担当者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合以外には、開 札場所を退出することができない。
- (5) 前項の場合において、入札者が立ち会わない場合(入札事務に関係のない本会の職員を立ち会わせて行う場合)は、初回入札用を本会に送付し、本会では前項の入札を行う。

11. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、総合評価方式で行う。
- (2)総合評価方式では、入札価格及び参考見積、その他条件を評価し、本会にとって、最も有利となる金額・ 提案等を行った入札者を落札者とする。
- (3) 落札者を決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を各入札者に通知する。落札者以外の入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

12. 総合評価方式について

総合評価方式では、本会指定の評価用資料(例・模擬校正)に対する回答や案件に対する企画書・提案書(書面のみ)等での評価をする。

- (1)企画提案書の評価項目(この評価項目は例示とし、公開はしない)
 - (ア)企画提案書全般
 - (イ)提案・アイデア
- (2)特定方法
 - (ア)各評価者(複数名)が、各事業者の企画書・提案書に対して、評価各項目について5段階もしくは、10 段階の評価を付す。(項目毎に配点する)
 - (イ)各評価者による評価の合計点/評価者数の上位の入札者からA、B、C、Dのランクに区分し、予め定めた係数を付与する。
 - (ウ)入札書の金額を前項の係数で除した金額を修正入札額とする。
 - (エ)修正入札額の最も低い事業者を落札者とする。

13.契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする
- (2) 契約書において使用する言語及び通貨について 日本語及び日本国通貨
- (3)契約書の作成について
 - (ア) 契約書の作成に要する費用は、本会と契約者の折半の負担とする。ただし、契約書用紙は本会所定のものを交付する。
 - (イ) 本会の契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名、押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 落札者が契約の締結を辞退し、又は契約書の提出をしない時は、この落札は無効とする。

14. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

- (1) 契約代金は、契約の履行後に本会が行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日を含む 月の翌月末までに支払うものとする。
- (2)契約代金の前払いは、原則として行わない。

15. 添付書類

入札案件の見積に必要な資料の公開方法は入札公告で行う。

- (1) 本会ホームページにて公開する書類(共通)
 - (ア)入札説明書(本紙)
 - (イ)入札希望連絡票
 - (ウ)仕様書
 - (エ)質問票
 - (才)提出書類一覧表

- (カ)本会指定様式の見積書
- (キ)入札書用紙

16.契約期間

最長5年(2025年4月~2029年3月)

なお、契約期間は本会の判断により、変更の可能性がある。

17. その他

- (ア)本入札案件に関しての照会先は入札公告に記載のとおり。
- (イ) 定期刊行物の発行形式は紙媒体からデジタル配信に変更する可能性がある。その場合は速やかに受託者に申し伝えるものとし、本会及び受託者で協議し、双方の合意を得たうえで、契約期間に関わらず契約内容を変更を行うこととする。

以上